

特定非営利活動法人 ひろしまNPOセンター

共同事務所 入居団体募集

ひろしまNPOセンターでは、市民団体へのサポート事業の一つとして、活動拠点を提供し、共同事務所として運営する事業を行っており、組織の立ち上げ期、又は新たな展開を始めようとしているNPO法人や市民活動団体等の非営利団体を対象とし、4団体に入居いただいています。

9月1日現在、共同事務所に空室がございますので、下記の要項で、新規入居団体を募集いたします。

今回は、事務ブース5室についての募集です。活動拠点を必要とされている団体の皆様のご応募をお待ちしております！

※共同事務所のフロアは、「広島市市民活動拠点提供事業」として、広島市より廉価でご提供いただいております。

【ブースの料金目安】

入居ブース	Aブース	Dブース	Fブース	Gブース	Jブース	
入居ブース	約11.9㎡	約9.7㎡	約3.3㎡	約3.3㎡	約5.9㎡	
使用料 (概算)	室料	8,400円/月	6,800円/月	2,300円/月	2,300円/月	4,200円/月
	機械警備料 廃棄物処理料	664円/月	664円/月	664円/月	664円/月	664円/月
	設備維持管理費	1,000円/月	1,000円/月	1,000円/月	1,000円/月	1,000円/月
	光熱水費 ※占有率によって 按分した実費をご 負担いただきます。	※季節によって 電気代に差が出 ます 約5,000～ 10,000円/ 月	※季節によって 電気代に差が出 ます 約5,000～ 10,000円/ 月	※季節によって 電気代に差が出 ます 約2,500～ 3,500円/ 月	※季節によって 電気代に差が出 ます 約2,500～ 3,500円/ 月	※季節によって 電気代に差が出 ます 約3,000～ 4,000円/ 月
	月当たりの使用料	目安 15,064円 ～ 20,464円	目安 13,464円 ～ 18,464円	目安 6,464円 ～ 7,464円	目安 6,464円 ～ 7,464円	目安 8,864円 ～ 10,064円

共有スペース・設備

- ・作業スペース：簡易印刷機1台、コピー機1台（印刷代、コピー代は毎月実費負担）
- ・ミーティングルーム 1区画
- ・ロッカー 各団体1つ程度

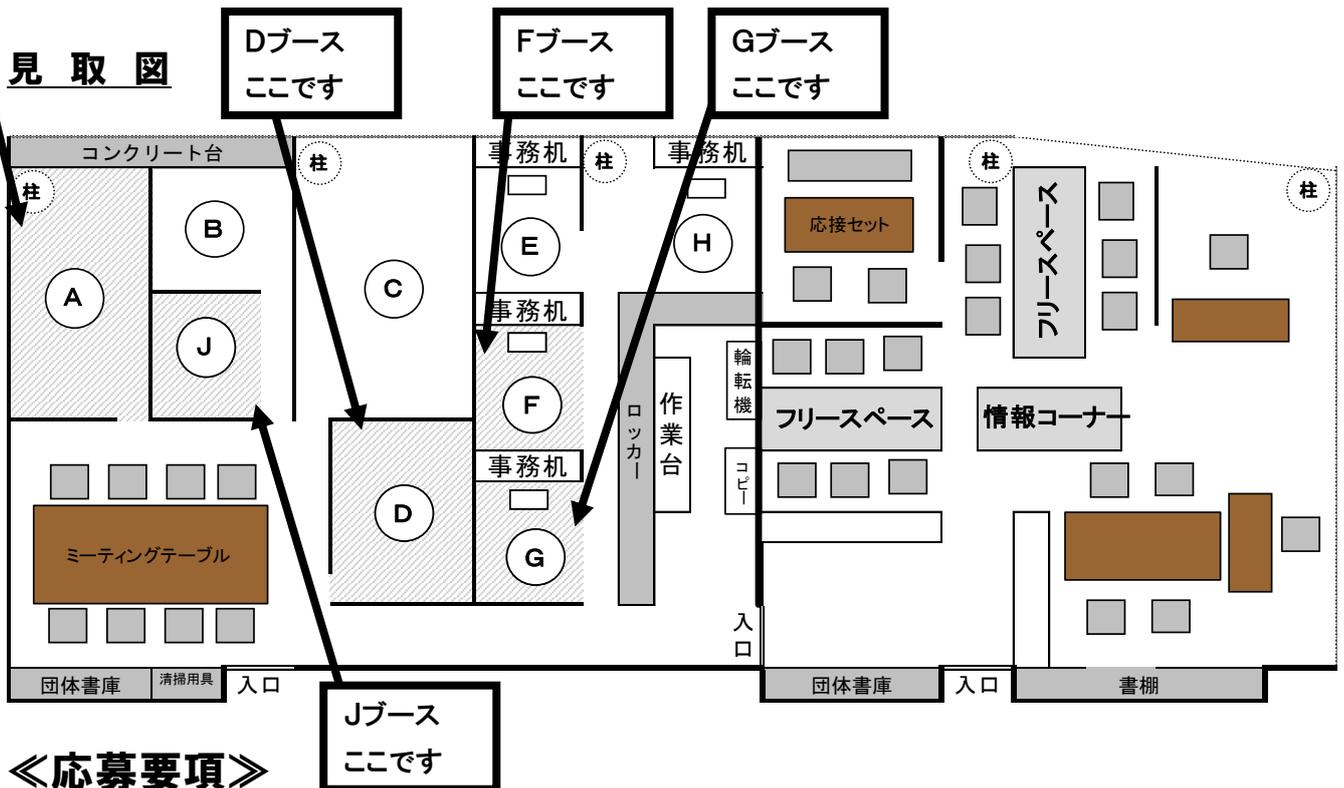
*また、共同事務所と同階に、幟町集会所が管理されている会議室があり（大・小）、入居団体は借りることができます（ひろしまNPOセンターを通して予約）。

*車を止められるスペース（駐車場）はありません。



Aブース
ここです

見取図



《応募要項》

入居・使用について

入居手続き終了後、入居可能となります。

- ・更新は1年ごと（自動更新）で、原則2年までです。
- ・それぞれの団体に建物・フロアの鍵をお渡しします。
一定のルール・責任者の配置のもと、自由にお使いいただけます。

応募について

(1) 応募資格

次の条件をすべて満たす団体であること。

- ① 会員^{※1}の過半数(応募用紙に記載欄あり)が広島市民であるNPO法人または市民活動団体等
※1 NPO法人の場合、この要項における会員とは特定非営利活動促進法における「社員」です。
- ② 次のいずれにも該当しないものとする。
 - a 公益性が認められない団体
 - b 営利を目的とする団体
 - c 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - d 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - e 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - f 次のいずれかに該当する者が構成員に含まれている団体
 - (a) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (b) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - (c) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - g 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がある団体
※市税の納税義務がある団体については、審査・選考の結果、入居が認められる場合、市税の納付状況の確認のため納税証明書を提出いただきます。

(2) 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、

- ① 団体の規約(定款)
- ② 役員等^{※2}の<役職名><氏名及びふりがな><生年月日>を記載した「構成員名簿」
- ③ 直近の総会等で確認された「事業報告書・決算書」「事業計画書・予算書」
- ④ 活動内容のわかる資料(パンフレット、会報、新聞記事等)を添付し、ひろしまNPOセンター事務局まで郵送、又はご持参下さい。(FAX不可)
※2 役員等は、①役員(NPO法人の場合は理事・監事)、②役員以外の者(ただし、団体の業務の運営を行う者、運営上の重要事項を決定する立場にある者、又は事務所等を代表する者)

(3) 審査・選考方法

応募資格を有する団体の中から、主に下記の事項について総合的に審査・選考します。面接による審査を行いますので、申請団体の代表者の方または代理の方が必ずご出席ください。(詳細は改めてご連絡いたします)

※連絡ができなかったり、面接に来られない場合は、選考対象から外す場合がございますので、ご注意ください。

《審査項目》

- ・事務所スペースの必要性(使用頻度等)、効果
- ・活動の公共性、社会性
- ・活動の継続性、将来性、発展性
- ・使用料の支払い能力や現在入居する団体でない活動分野の優先選出 など

**共同事務所は自由に見学できます。
ご希望の方は気軽にお越しください！**

【センターオープン時間】平日（土・日・祝日のぞく）9：00～18：00

共同事務所ってどんなところ...？

◎「^{よりあい}寄せ」を開催します。

共同事務所内の取り決めが必要な時、新しい団体の入居や卒業団体があつた時、また年末年始など、入居団体のスタッフが集まって、「寄せ」を開催しています。それぞれの団体でどんな活動を行っているのか紹介したり、近況を報告し合ったり、団体間のつながりを深める場となっています。



みんなで和気あいあいと情報交換！

◎すでに入居されている団体の声は…？

共同事務所に入居してよかったと思うことは？

- ・別の団体に来られる人とも出会いがあること。いろいろな分野の団体が入っているの、他分野の情報が得られるし、活動を見て刺激を受けることもあります。
- ・市内中心部にあって、集まるのに便利！



困っていることは？

- ・他の団体が不在の時かかってくる電話の音がうるさい。出るわけにもいかないし…。
- ・エアコンが古いので、冬は寒い！夏は暑い！
※夏・冬は電気代が高くなります。

◎2019年9月1日現在の入居団体

企業経営研究塾、NPO法人キャンサーサバイバー・キャリアサポート、one dream、ピアサポート子育て相談センター

あなたも共同事務所の一員になってみませんか…！？

団体の活動拠点としてだけでなく、他団体とのネットワークづくりにも、ぜひご活用ください！

★お問い合わせ・応募先★

特定非営利活動法人 ひろしまNPOセンター

〒730-0013 広島市中区八丁堀3-1 幟会館2階

※書類ご送付の際には、必ず「共同事務所入居応募用紙在中」とお書き添え下さい。

TEL (082) 511-3180 FAX (082) 511-3179